

Q. 老人福祉・介護事業を行っている中小企業者の保証取扱いについて教えてください。

A. 下記のとおりとなります。

産業分類上 小分類番号	主たる事業業種	組織（主な事業形態）	保証取扱	中小企業者の資格
8541	特別養護老人ホーム	自治体	×	中小企業者に該当せず
		社会福祉法人	×	医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象のため該当せず（非医業）
8542	介護老人保健施設	医療法人	○	医業を主たる事業とするその他法人に該当
		社会福祉法人	○	同上
8543	通所・短期入所介護施設	社会福祉法人	×	医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象のため該当せず（非医業）
		NPO法人	○	常時使用する従業員の数が100人以下であるものに限られる
		会社（株式会社等）	○	中小企業者に該当
8544	訪問介護	社会福祉法人	×	医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象のため該当せず（非医業）
		NPO法人	○	常時使用する従業員の数が100人以下であるものに限られる
		会社（株式会社等）	○	中小企業者に該当
8545	認知症老人グループホーム	社会福祉法人	×	医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象のため該当せず（非医業）
		NPO法人	○	常時使用する従業員の数が100人以下であるものに限られる
		会社（株式会社等）	○	中小企業者に該当
8546	有料老人ホーム	社会福祉法人	×	医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象のため該当せず（非医業）
		NPO法人	○	常時使用する従業員の数が100人以下であるものに限られる
		会社（株式会社等）	○	中小企業者に該当
8549	その他の老人福祉・介護事業	自治体	×	中小企業者に該当せず
		社会福祉法人	×	医業を主たる事業とする社会福祉法人のみ保証対象のため該当せず（非医業）

－参考－

保証の対象となる中小企業者については、中小企業信用保険法第2条に規定されており、「個人」、「会社」、「組合」、「その他法人」の区分となっています。

「その他法人」の場合は、「医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（主に医療法人がこの区分に該当）」や「特定非営利活動法人（NPO法人）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの」とされています。

ここでいう「医業」とは、産業分類上の大分類P医療、福祉に分類されている中分類医療業中の「病院」（小分類831）、「一般診療所」（小分類832）、「歯科診療所」（小分類833）及び中分類社会保険・社会福祉・介護事業中の小分類老人福祉・介護事業のうち「介護老人保健施設」（細分類8542）並びに大分類L学術研究、専門・技術サービス業中の「獣医業」（小分類741）が該当します。

上記のうち「介護老人保健施設」については、平成12年4月1日の介護保険法の施行により「老人保健施設」から「介護老人保健施設」に変更されたもので、従前から医業として認められていた「老人保健施設」と同様に介護保険法第97条において、診察室等の設置及び医師、看護師等を有しなければならない等、医療行為が行われることを前提としています。

したがって、「介護老人保健施設」を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人等）については、医業を主たる事業とする法人として保証の対象となります。社会福祉法人として設立された法人であっても、主たる事業として「介護老人保健施設」の運営を行っている場合は、医業を主たる事業とする法人に該当します。

「特別養護老人ホーム」は保証対象業種ですが、現行法では自治体若しくは社会福祉法人しか行うことが出来ず事実上、保証の対象となる中小企業者は存在しないこととなります。